

**光明学園特別支援学校(仮称)**  
**基本計画検討委員会報告書**

平成27年3月  
東京都教育委員会

## はじめに

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定し、その中で、「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の設置を計画しました。

この計画の実現に向けて、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の併置校については、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分に確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保することが必要になります。

また、病弱特別支援学校については、今後も在籍者の大幅な増加は見込まれない状況にあるため、児童・生徒にとって適正な学習集団の規模を確保する必要があります。

このため、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者代表及び教育庁関係職員で構成する、光明学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の併置校として再編する光明学園特別支援学校（仮称）の基本的枠組や教育課程等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を踏まえ、光明学園特別支援学校（仮称）の基本計画を取りまとめたものです。

平成27年3月

東京都教育庁都立学校教育部

# 目 次

## はじめに

### 第1章 基本的枠組

- 1 基本的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目指す学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 育てたい児童・生徒の三つの力(指導目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 指導目標を達成するための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 肢体不自由教育部門の教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 在宅訪問教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 生活指導の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 7 進路指導の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 8 その他(教育課程編成・実施上の留意事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 9 各学部の年間総授業時数(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 第3章 病弱教育部門の教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 病院内分教室における教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 病院内訪問教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 7 生活指導の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 8 進路指導の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 9 その他(教育課程編成・実施上の共通事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 10 各学部の年間総授業時数(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

### 第4章 寄宿舎における生活指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 1 寄宿舎の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 指導目標・・ 25

3 指導目標を達成するための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第5章 地域に根ざした特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・ 26

第6章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

2 現在の施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

4 施設の基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

5 施設一覧（例示）・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

# 第1章 基本的枠組

## 1 基本的枠組

### (1) 設置目的

東京都立光明特別支援学校〔肢体不自由特別支援学校小学部・中学部・高等部普通科設置校〕（以下「光明特別支援学校」という。）は、日本初の肢体不自由特別支援学校として、今後もその伝統を引き継ぎ、教科指導や自立活動の指導等、幅広い教育内容の実施と更なる充実が求められている。また、併せて実施している病院内分教室及び病院内訪問学級における病院内教育では、病気のために入院している児童・生徒に対し、前籍校で行っていた教科指導を着実に引き継ぐ必要があることから、病弱教育としての位置付けを明確にし、専門性を一層向上させることが必要となっている。

一方、東京都立久留米特別支援学校〔病弱特別支援学校小学部・中学部・高等部普通科設置校〕（以下「久留米特別支援学校」という。）は、都内唯一の単独の病弱特別支援学校として、都における病弱教育の中核を担ってきた。医療の進歩や社会状況の変遷等により、その在籍者が減少傾向にある中で、都立学校として引き続き広域的に病弱教育を担い、児童・生徒に前籍校に戻る力や希望する進路を実現する力を身に付けさせる役割が一層求められている。そのためには、学力向上や社会性の育成に向けて、適正な学習集団の確保が必要となっている。

そこで、光明特別支援学校を新たに肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する、東京都立光明学園特別支援学校（仮称）（以下「光明学園特別支援学校（仮称）」という。）として再編し、病弱教育部門に教科指導が必要な病院内分教室、病院内訪問学級、久留米特別支援学校の教育機能（寄宿舎を含む。）を統合することにより、都全体における病弱教育の機能の集約と教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の相互の専門性を向上させ、両部門の児童・生徒の就労や進学を支援するキャリア教育や教科指導を展開する。

また、機能移転・拡充に伴い、適切な教育環境を確保するため、老朽化した校舎を建て替え、新たな校舎等必要な施設・設備の整備を行う。

### (2) 設置場所

東京都世田谷区松原六丁目38番27号及び 同 六丁目37番10号の一部

### (3) 設置学部等

- ア 肢体不自由教育部門  
小学部・中学部・高等部普通科
- イ 病弱教育部門  
小学部・中学部・高等部普通科

### (4) 学校規模（想定）

- ア 肢体不自由教育部門
  - 本 校 : 38学級、160人程度
  - 訪問学級（在宅訪問） : 7学級、20人程度
- イ 病弱教育部門
  - 本 校 : 12学級、35人程度
  - 分 教室（病院内分教室） : 10学級、25人程度

訪問学級（病院内訪問）：4学級、10人程度

## (5) 通学区域

### ア 肢体不自由教育部門

通学区域は、現在の光明特別支援学校の通学区域を基本とし、今後の児童・生徒数の動向を見ながら、近隣の都立特別支援学校とも調整の上、設定する。

### イ 病弱教育部門

本校の通学区域は、東京都全域を対象とする。

なお、本校への入学に当たっては、光明学園特別支援学校（仮称）寄宿舎に入舎する。

ただし、前籍校への復帰に向けて公共交通機関による一人通学を希望する場合、安全性等が確認できれば、本校への通学を行うことができる。

また、分教室及び訪問学級の通学区域は、現在の光明特別支援学校の通学区域を基本とし、今後の病院内教育の充実に係る動向を踏まえて、設定する。

## (6) 対象の児童・生徒

### ア 肢体不自由教育部門

肢体不自由があるもので、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容などを勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認めるものを対象とする。

なお、就学相談に当たっては、専門医又は学校医など都が指定する医師の精密な診断結果を基に、運動・動作等の状態の改善・克服等を図るための指導の必要性などを考慮した上で、判断を行うものとする。

### イ 病弱教育部門

病弱（身体虚弱を含む。）があるもので、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容などを勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認めるものを対象とする。

なお、本校にあつては、慢性の疾患（糖尿病、気管支喘息、内臓疾患、血液疾患等）に罹患しており、安全及び生活面への配慮の必要性が高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、寄宿舎生活を通じて医療又は生活規制（生活管理）を行うことで、医師の治療を継続して受ける必要はないものを対象とし、専門医又は学校医など都が指定する医師の精密な診断結果を踏まえ判断するものとする。

また、病院内分教室及び病院内訪問学級にあつては、都内の病院に入院し、病気のため継続的に医師からの治療を受ける必要があるものを対象とする。

健康の回復や病状の改善が見られた際は、地域の小学校、中学校への復帰を速やかに進める。

## (7) 設置予定日

平成29年4月1日

## 2 目指す学校

肢体不自由教育部門と病弱教育部門のそれぞれの専門性を活用し、児童・生徒の健康の回復・保持増進を図るとともに、能力・特性等を最大限に伸ばすことにより、児童・生徒の自立と社会参加を支

援するため、次のような学校とする。

- (1) 児童・生徒が、一人一人の能力・特性等に応じた就労・進学を支援するキャリア教育や教科指導、自立活動の指導等を通じて、肢体不自由教育部門では学力向上及び将来を見据えた自己実現力を育み、病弱教育部門では寄宿舎や病院での生活も含めて健康の回復を図り、前籍校への復帰や希望する進路を実現する力を育むことのできる学校
- (2) 児童・生徒が、日々の学校生活や部門内・部門間の交流、地域との結び付きや関わりを通じて連帯感を高め、将来の自立と社会参加に必要な社会性を育むことのできる学校
- (3) 児童・生徒が、ICT（情報通信技術）機器を活用し、意思表示の手段や外部との関わりを持つことで、生活や学習に対する意欲及び自己表現力を育むことのできる学校
- (4) 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校に在籍する肢体不自由や病弱の児童・生徒への支援を推進する学校

### 3 育てたい児童・生徒の三つの力（指導目標）

#### (1) 肢体不自由教育部門

- ア 周囲の人や地域との関わりを通じて、健康で心豊かに生活する力
- イ 将来の目標・進路に向けた、確かな学力や自ら学ぶ力
- ウ 互いの人格を尊重し、社会の中で協力・協働していく力

#### (2) 病弱教育部門

- ア 自分の病気と向き合いながら、健康・生活を回復する力
- イ 将来の目標・進路に向けた、確かな学力や自ら学ぶ力
- ウ 自信と意欲をもち、社会の中で協力・協働していく力

### 4 指導目標を達成するための基本方針

#### (1) 個に応じた個別指導計画及び見通しをもった年間計画の作成と指導内容の工夫

- ア 医療機関の外部専門家等と緊密に連携することで、児童・生徒一人一人の障害や発達段階、病気の状態等を的確に把握し、児童・生徒の健康の保持増進に努めるとともに、個に応じた個別指導計画や前籍校への復帰時期（病弱教育部門小学部・中学部）等を含めた見通しをもった年間計画を作成し、効果的な指導と評価を展開する。
- イ 医療や福祉の関係者、関係機関との連携による「個別の教育支援計画」を保護者の参画により作成し、児童・生徒の学校生活、地域生活、家庭生活を適時・適切に支援できる体制を整備する。
- ウ 児童・生徒一人一人の能力に応じた、キャリア教育や教科指導、自立活動の指導等を実施するため、肢体不自由教育部門では、小学部から高等部まで一貫性のある教育指導を展開し、児童・生徒の多様な進路に対応できる指導を、病弱教育部門では、本校・分教室・訪問学級及び前籍校との関係を構築し、ICT（情報通信技術）機器等を活用した相互交流や進学・就労を目指した指導を、積極的に展開する。

#### (2) 地域や前籍校との関係の充実及び適正かつ円滑な就学手続きの推進

- ア 外部との関わりを通じた貴重な経験や将来の自己実現のため、都立高等学校との連携による単位互換や単位認定の制度や地域の小学校、中学校、高等学校との連携を強化する。

- イ 児童・生徒の一般就労等への進路希望に応えるため、地域における社会見学や職業体験、職業生活を送るための知識や技術・技能を習得する学習機会の充実に努める。
- ウ 都内の小学校・中学校・高等学校に在籍する肢体不自由や病弱の児童・生徒に対し、自立活動や病弱教育に関する専門性を生かした支援を行うなど、都立特別支援学校としてのセンター的機能を発揮する。
- エ 病弱教育部門小学部・中学部の児童・生徒が円滑に前籍校に復帰できるよう、継続的に回復状況を確認するとともに、転学の手続きを含め日常的に前籍校との間で情報交換等に努め、前籍校における理解推進や受入体制を構築する。
- オ 区市町村教育委員会や東京都特別支援教育推進室との連携を強化し、障害の状態を医師による客観的な診断などからの的確に把握し、教育的観点、心理的観点等を含めて総合的に確認した上で、適正かつ円滑な就学手続を行う。

### (3) 光明特別支援学校及び久留米特別支援学校の教育内容の継承及び取組の拡充

- ア ICT（情報通信技術）機器を引き続き積極的に活用し、児童・生徒の学習活動を充実させるとともにコミュニケーション能力の向上を図る。

また、特に無線通信機能を有効活用し、肢体不自由教育部門では本校と訪問学級を、病弱教育部門では本校・分教室・訪問学級を無線通信でつなぎ、離れた場所での児童・生徒同士の交流や授業を展開することで、互いに刺激し合い、意欲や学びの機会の充実に積極的に図る。
- イ 病弱教育部門の本校においては、教員・寄宿舎指導員・看護師が一体となって指導を行ってきた久留米特別支援学校の取組を継承・拡充し、寄宿舎での生活も含めた24時間の医療的管理及び生活規制を通じて、体力・気力・生活リズムを回復させ、前籍校へ復帰できる力や自己進路を実現する力を身に付ける。
- ウ 保護者の理解と協力を含めた児童・生徒への生活指導について、更なる充実に図る。
- エ 副籍制度や地域指定校による交流、学校周辺の小学校・中学校・高等学校との学校間交流を積極的に推進し、肢体不自由等の障害のある児童・生徒に関する理解教育を推進する。
- オ 学校公開等を通じた開かれた学校づくりを推進するとともに、学校運営連絡協議会等における外部評価を活用し、教育課程や学校運営等の改善を図る。
- カ 肢体不自由教育部門では、スクールバスを配車し、児童・生徒の乗車時の安全性を十分考慮するとともに、引き続き運行コースの設定の工夫に努めるなど、通学負担の軽減を図る。
- キ 安心・安全な給食及び賄いの提供を実現するため、児童・生徒の状態に応じて、給食等の形態やアレルギー対応をきめ細かく実施し、食育の推進や食を通じた健康の回復・保持増進を図る。

### (4) 部門内及び部門を超えた取組の充実

- ア 肢体不自由教育部門内における本校と訪問学級間、病弱教育部門内における本校・分教室・訪問学級間の交流を積極的に展開し、児童・生徒が同じ部門の児童・生徒として連帯感を持つとともに、互いに切磋琢磨することで、自己の成長につなげる。
- イ 肢体不自由教育部門と病弱教育部門の部門を超えた児童・生徒の一部合同授業や学校行事、部活動、生徒会等を通じて、適正な学習集団を確保し、学力の向上を図るとともに、社会性を育成する。
- ウ 高等部において、障害の状況に応じたキャリアガイダンスを実施し、大学や専門学校への進学

や就労に向けた生徒の意欲の向上を図り、必要な資格取得や進学・就労支援を活発化させる。

エ 学校施設面において、児童・生徒の安全な動線に配慮の上、両部門で共用できる教室等について部門を超えて多目的に利用することや地域に開かれた施設環境整備に取り組む。

#### (5) 医療機関との連携強化及び指導体制の充実

ア 近隣の国立成育医療研究センター（分教室設置）等と連携し、医師や専門家の助言に基づく医療的観点からの指導の充実、医療的ケアにおける指導、緊急時の連携体制の強化などに努める。

イ 外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）や学校介護職員（肢体不自由教育部門）等を積極的に活用し、専門性の高い指導や助言、担当教員との連携等を充実させ、教員の専門性の向上、教育内容や指導方法の充実、児童・生徒に対する医療的ケアや心のケア及び安全管理の向上を図る。

ウ 児童・生徒のみならず、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の教科指導担当教員同士の交流を積極的に行い、専門知識の有効活用や教材・教具の開発、授業力向上に向けた取組を一層充実させ、進学や就労を支援する教科指導の充実に努める。

エ 卒業後の自立と社会参加を支援するため、各種資格の取得支援の充実に努める。

#### (6) 将来の環境変化に適切に対応できる校内体制及び施設・設備の整備

ア 小児等在宅医療の進展に伴い、訪問教育の児童・生徒や医療的ケアが必要な児童・生徒が今後増えていくことも考えられる。

そのため、病弱教育や医療的ケアに対応できる教員の専門性の向上や必要な医療機器の整備等を図る。

イ 障害者スポーツの振興や芸術活動の推進に合わせて、部活動や放課後活動、文化活動を充実させ、参加可能な児童・生徒に積極的に参加を促すことで、自立と社会参加を支援する。

ウ 病弱教育部門の本校機能を唯一有する都立学校として、都における病弱教育のセンター校としての機能を発揮するとともに、今後の病院内教育の充実にに向けた拠点化に対しても、必要な体制を着実に構築する。

## 第2章 肢体不自由教育部門の教育課程

### 1 教育課程編成の基本的な考え方

光明学園特別支援学校（仮称）肢体不自由教育部門の教育課程は、特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）と東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料、東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、光明特別支援学校の教育課程や東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校の教育課程に準ずる教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程（以下「知的代替の教育課程」という。）及び自立活動の指導を主とする教育課程（以下「自立活動を主とする教育課程」という。）の三つの教育課程を編成・実施する。

また、通学が困難な児童・生徒のための在宅訪問教育を実施するとともに、障害の程度が重い児童・生徒への教育効果を高めるため、教員の役割を明確化し、学校介護職員や非常勤看護師、外部の専門家と連携した指導体制を確立する。

さらに、肢体不自由教育部門内における本校と訪問学級間の交流を積極的に展開し、児童・生徒が同じ部門の児童・生徒として連帯感を持つとともに、互いに切磋琢磨<sup>きたく</sup>することで、自己の成長につなげる。

併せて、部門を超えた児童・生徒の一部合同授業や学校行事、部活動、生徒会など、学習活動の取組を充実させる。

なお、医療機関等と連携して児童・生徒の健康・安全に十分に配慮した教育環境を整備し、指導と支援の充実を図る。

### 2 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

#### (1) 教育課程編成の基本方針

##### ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、肢体不自由の児童一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、小学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、小学校に準ずるものとする。その際、肢体不自由特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

##### イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、中学部及び高等部における教育への連続性と発展性を考慮し、日常生活に必要な知

識・技能の習得や興味・関心の拡充を図ることができるよう、「日常生活の指導」や「生活単元学習」の充実に重点を置く。

#### ウ 自立活動を主とする教育課程

自立活動の指導を主体とした教育課程を編成する。とりわけ、小学部においては、豊かな学校生活や日常生活を送る基盤となる「健康の保持」及び「心理的な安定」に関する指導を重視する。

また、主として「身体の動き」に関する指導を行う「特設の時間の指導」と、教育活動全般を通じて学級担任が行う自立活動の指導について、それぞれが担うべき指導内容や相互の関連性を明確にした教育課程を編成する。

### (2) 指導の重点

#### ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・算数については、都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において児童の言語に関する能力の向上を図る。

#### イ 教科別の指導（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程においては、国語及び算数を特設し、日常生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。
- ・ 自立活動を主とする教育課程においては、児童一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確にし、教科別に指導できる内容については当該教科別の指導の時間を設定する。

#### ウ 道徳

- ・ 準ずる教育課程においては、週1単位時間の道徳の時間を主とし、教育活動全体を通じて、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。
- ・ 知的代替の教育課程及び自立活動を主とする教育課程においては、教育活動全体を通じて体験活動を豊かにし、体験を通じて、基本的な生活習慣や家庭・学校生活のきまりを身に付けることができる指導を行う。

#### エ 総合的な学習の時間

- ・ 準ずる教育課程においては、小学校同様、第3学年以上で実施する。総合的な学習の時間では、各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。
- ・ 知的代替の教育課程及び自立活動を主とする教育課程においては、各教科等を合わせた指導を実施するため、総合的な学習の時間は実施しない。

#### オ 特別活動

- ・ 小学部4学年以上にクラブ活動を設定し、児童の興味・関心を広げる活動を充実させる。
- ・ 児童の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の小学校との交流及び共同学習の充実を図る（副籍制度の充実を含む。）。
- ・ 児童の発達段階や生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、生活体験の拡充や集団への適応能力の向上を図る。

#### カ 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、外部専門家（理学療法士等）や学校介護職員と緊密な連携を図り、「身体の動き」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、生活リズムの確立や健康な生活環境の形成を図ることを目的とした「健康の保持」に関する指導、及び豊かな生活を過ごす基盤となる情緒の安定を図ることを主眼とした「心理的な安定」に関する指導に重点を置く。

#### キ 各教科等を合わせた指導

- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
- ・ 小学部においては、「日常生活の指導」に重点を置き、身辺処理に関する技能の向上や、家庭生活や学校生活を円滑に送るために必要な基本的な生活習慣の育成に向けた指導の充実を図る。また、興味・関心の拡充を図り、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を育てるために、「遊びの指導」や「生活単元学習」の充実を図る。

### 3 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

#### (1) 教育課程編成の基本方針

##### ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、肢体不自由の生徒一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、中学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、中学校に準ずるものとする。その際、肢体不自由特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

##### イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、小学部における教育の成果の継承及び高等部における教育への連続性と発展性を考慮し、日常生活や社会生活に必要な知識・技能の習得や興味・関心の拡充を図ることができるようにする。

具体的には、「日常生活の指導」の更なる充実を図るとともに、将来の自立と社会参加に向けて「作業学習」を実施する。

##### ウ 自立活動を主とする教育課程

自立活動の指導を主体とした教育課程を編成する。中学部においては、小学部で培った知識・

技能・態度・習慣を基盤に、将来の自立と社会参加に向けて人との関わりをより豊かなものとしていくために、「人間関係の形成」及び「コミュニケーション」に関する指導を重視する。

また、小学部同様、主として「身体の動き」に関する指導を行う「特設の時間の指導」と、教育活動全般を通じて学級担任が行う自立活動の指導について、それぞれが担うべき指導内容や相互の関連性を明確にした教育課程を編成する。

## (2) 指導の重点

### ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・数学については、都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において生徒の言語に関する能力の向上を図る。

### イ 教科別の指導（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程においては、国語及び数学を特設し、日常生活や社会生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。
- ・ 自立活動を主とする教育課程においては、生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確にし、教科別に指導できる内容については当該教科別の指導の時間を設定する。

### ウ 道徳

- ・ 準ずる教育課程においては、週1単位時間の道徳の時間を主とし、教育活動全体を通じて、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。
- ・ 知的代替の教育課程及び自立活動を主とする教育課程においては、教育活動全体を通じて体験活動を豊かにし、体験を通じて、基本的な生活習慣や家庭・学校生活のきまりを身に付けることができる指導を行う。

### エ 総合的な学習の時間

- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。

### オ 特別活動

- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の中学校との交流及び共同学習の充実を図る（副籍制度の充実を含む。）。
- ・ 小学部における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。

### カ 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、外部専門家（理学療法士等）や学校介護職員と緊密な連携を図り、「身体の動き」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、小学部で培った生活リズムや情緒の安定を基盤に、自他の理解を深め、対人関係を円滑にする「人間関係の形成」に

関する指導や、人との関わりをより豊かなものとするために必要なコミュニケーション能力の向上に重点を置いた「コミュニケーション」に関する指導を重視する。

#### キ 各教科等を合わせた指導

- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
- ・ 中学部においては、小学部における「日常生活の指導」の成果を基盤に、社会生活を円滑に送るために必要な基本的生活習慣の確立に向けた指導の充実を図る。また、将来の自立と社会参加に向けて、日々の学習により意欲的・主体的に取り組む姿勢を育てる「生活単元学習」や、働く生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る「作業学習」の充実を図る。

## 4 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

### (1) 教育課程編成の基本方針

#### ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領に準ずるものとする。また、特別支援学校高等部学習指導要領に示された各教科・科目は、全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとする。

高等学校同様、卒業までに取得すべき単位数は74単位以上とし、単位については、1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算するとともに、週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。

その際、肢体不自由特別支援学校においては自立活動の時間があるために授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて単位数を適切に定める。

#### イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、小学部及び中学部における教育の成果を継承するとともに、卒業後の社会参加への連続性と発展性を考慮し、社会生活や職業生活に必要な知識・技能・態度・習慣の習得及び拡充を図ることができるようにする。

具体的には、卒業後の自立と社会参加（職業生活）に向けて「作業学習」の充実を図る。

#### ウ 自立活動を主とする教育課程

自立活動の指導を主体とした教育課程を編成する。高等部においては、小・中学部で培った知識・技能・態度・習慣を基盤に、卒業後の生活をより豊かなものとしていくために心身の調和的発達の基盤を培うバランスのとれた指導を重視する。

また、小・中学部同様、主として「身体の動き」に関する指導を行う「特設の時間の指導」と、教育活動全般を通じて学級担任が行う自立活動の指導について、それぞれが担うべき指導内容や相互の関連性を明確にした教育課程を編成する。

## (2) 指導の重点

### ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、都教育委員会が作成した「都立高等学校学力スタンダード」（平成26年7月）等を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 教育課程の類型化を行い、大学進学や企業就労など、生徒一人一人の進路実現に向けた指導を重視する。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において生徒の言語に関する能力の向上を図る。
- ・ 必要に応じ近隣の都立高等学校との連携を図り、学習活動の充実や単位互換や単位認定に向けた環境の整備を図る。

### イ 教科別の指導（知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程においては、国語及び数学を特設し、社会生活や職業生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。
- ・ 自立活動を主とする教育課程においては、生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確にし、教科別に指導できる内容については当該教科別の指導の時間を設定する。

### ウ 総合的な学習の時間

- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。

### エ 特別活動

- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の高等学校との交流及び共同学習の充実を図る。
- ・ 小・中学部における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。

### オ 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、外部専門家（理学療法士等）や学校介護職員と緊密な連携を図り、「身体の動き」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、小・中学部で培った生活リズムや情緒の安定、コミュニケーション能力等を基盤に、生徒一人一人の障害の状態や進路希望等を踏まえて、心身の調和的発達を促す指導に重点を置く。

### カ 各教科等を合わせた指導

- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
- ・ 高等部においては、小・中学部における学習の成果を基盤に、社会生活や職業生活を円滑に送るために必要な基本的生活習慣の確立に向けた指導の一層の充実を図る。また、自立と社会参加に向けて、自らの生活をよりよいものとしていくための意欲や主体性を育むために、「生活単元学習」及び「作業学習」の充実を図る。

## 5 在宅訪問教育

通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対しては、教員を児童・生徒の自宅等に派遣して教育（在宅訪問教育）を行う。

在宅訪問教育は、原則、週3回・1回2時間の学習指導を行う。指導に当たっては、児童・生徒の障害の状態等に応じた教材・教具の工夫・開発を行い、定められた時間の中で効果的な指導を行うように配慮する。

特に、ICT（情報通信技術）機器を効果的に活用した指導を行うとともに、本校と無線通信でつながり、離れた場所での児童・生徒同士の交流や授業等を展開することで、互いに刺激し合い、児童・生徒が学習に意欲的・主体的に取り組むことができるようにする。

また、児童・生徒の健康状態等に応じてスクリーニングによる教育を実施する。

## 6 生活指導の重点事項

- (1) 児童・生徒の人権を尊重した教育を推進する。
- (2) 児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進する。
- (3) 寄宿舎入舎生に対しては、寄宿舎との緊密な連携による生活指導を行う。
- (4) 教育活動全体を通して、児童・生徒の身の回りにおける危険を回避する意識を育て、学校事故の防止に向けた指導の充実を図る。
- (5) 将来の自立と社会参加に向けて、保護者の理解と協力の下、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じて、一人通学に向けた指導を段階的・計画的に行う。

## 7 進路指導の重点事項

- (1) 小学部から中学部、中学部から高等部への進学に当たっては、「学校生活支援シート」を活用して、児童・生徒一人一人に必要な指導内容・方法等を確実に引き継ぐようにする。
- (2) 通常の中学校や高等学校への進学を希望する児童・生徒に対しては、児童・生徒本人及び保護者の思いや意向を可能な限り尊重し、個に応じた適切な進路指導を実施する。
- (3) 専門学校や大学等への進学希望者に対するガイダンス機能を充実させるとともに、必要に応じて補習や補足的指導を行う。
- (4) 望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、小学部段階からのキャリア教育の一環として、就労現場や上級学校の見学・体験等を計画的・発展的に実施する。
- (5) 高等部においては、3年間で5日間以上の就労体験を実施する。また、産業現場等における実習を計画的に実施し、職業教育・キャリア教育の充実を図る。
- (6) 高等部における大学等への進学希望に応えるため、必要に応じて都立高等学校との連携による単位互換や単位認定の実施を図る。
- (7) 高等部の卒業に当たっては「個別移行支援計画」を作成し、進路先への確実な引継ぎと連携体制の構築を図る。

## 8 その他（教育課程編成・実施上の留意事項）

- (1) 知的代替の教育課程及び自立活動を主とする教育課程で学ぶ児童・生徒については、「学習習得状況把握表」等を活用して的確な実態把握を行う。
- (2) 児童・生徒の実態把握に当たっては、一人一人の長所や得意なこと、できることなどに重点を置いて丁寧に観察・把握することを基本姿勢とする。また、「個別指導計画」の作成・実施に当たっては、児童・生徒一人一人の「できる（こと）」を生かした個別目標の設定や指導内容・方法の工夫を行う。
- (3) 外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）や学校介護職員との協働により、指導内容・方法の充実を図る。
- (4) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動（部活動を含む）を充実させることにより、児童・生徒のスポーツ体験の拡充や競技力の向上を図る。
- (5) 児童・生徒の豊かな情操の育成や、芸術的能力の伸長等を図るために、芸術教育を推進する。
- (6) 病弱教育部門本校との合同授業を実施し、部門間の交流を図る。

9 各学部の年間総授業時数（例）

(1) 小学部

【準ずる教育課程】

	各教科									道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
1年	306		136		68	68	68		68	34			34	68	850
2年	315		175		70	70	70		70	35			35	70	910
3年	245	70	175	70		70	70		70	35		35	35	70	945
4年	245	70	175	105		70	70		70	35		35	35	70	980
5年	175	105	175	105		35	35	70	70	35	35	35	35	70	980
6年	175	105	175	105		35	35	70	70	35	35	35	35	70	980

【知的障害を併せ有する児童の教育課程】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年		170	34	34	68		34	68	340	68	34			850
2年		175	35	35	70		35	70	350	70	70			910
3年		210	35	35	70		35	70	350		140			945
4年		140	105	35	35	70		35	350		140			980
5年		140	105	35	35	70		35	350		140			980
6年		140	105	35	35	70		35	350		140			980

【自立活動を主とする教育課程】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年				68	34	68		34	170	340	136			850
2年				70	35	70		35	210	350	70	70		910
3年				70	35	70		35	315	350		70		945
4年				70	35	70		35	350	350		70		980
5年				70	35	70		35	350	350		70		980
6年				70	35	70		35	350	350		70		980

(2) 中学部

【準ずる教育課程】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	125	105	140	105	35	35	105	35	140	35	50	35	70					1015
2年	140	105	105	105	35	35	105	35	140	35	70	35	70					1015
3年	105	140	105	105	35	35	105	35	140	35	70	35	70					1015

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	140		140		70	35	70	35	35		35	35	70	245	70	35		1015
2年	140		105		70	35	70	35	35		70	35	70	245	70	35		1015
3年	140		105		70	35	70	35	35		70	35	70	245	70	35		1015

【自立活動を主とする教育課程】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年					70	35	70				35	35	455	245	70			1015
2年					70	35	70				70	35	420	245	70			1015
3年					70	35	70				70	35	420	245	70			1015

(3) 高等部

【準ずる教育課程】

各教科 ・科目	学年 類型 必修・選択	標準 単位 数	1 年			2 年			3 年			
			必修	学校必修	自由選択	進学重点類型			総合ビジネス類型			
						必修	学校必修	自由選択	必修	学校必修	自由選択	
国語	国語総合	4	4									
	国語表現	3					2			1		
	現代文A	2						○ 2				
	現代文B	4									△ 4	
	古典A	2						○ 2				△ 4
	古典B	4									△ 4	
地理歴史	世界史A	2					2					▽ 2
	世界史B	4									△ 4	
	日本史A	2	2									▽ 2
	日本史B	4									△ 4	
	地理A	2							○ 2			2
	地理B	4										
公民	現代社会	2	2									
	倫理	2									△ 2	
	政治・経済	2									△ 2	▽ 2
数学	数学Ⅰ	3	3									
	数学Ⅱ	4									△ 4	
	数学Ⅲ	5										
	数学A	2					2					
	数学B	2								2		
	数学活用	2										2
理科	科学と人間生活	2	2									
	物理基礎	2				2					□ 2	▽ 2
	物理	4									△ 4	
	化学基礎	2						○ 2			△ 2	
	化学	4									△ 4	
	生物基礎	2						○ 2			△ 2	▽ 2
	生物	4									△ 4	
	地学基礎	2									□ 2	▽ 2
	地学	4										
理科課題研究	1											
保健体育	体育	7~8	2			2			3			3
	保健	2	1			1						
芸術	音楽Ⅰ	2	2									
	音楽Ⅱ	2						○ 2			△ 2	▽ 2
	音楽Ⅲ	2									□ 2	
	美術Ⅰ	2						○ 2			△ 2	▽ 2
	美術Ⅱ	2									△ 2	▽ 2
	美術Ⅲ	2										
	工芸Ⅰ	2										
	工芸Ⅱ	2										
	工芸Ⅲ	2										
	書道Ⅰ	2										
外国語	コミュニケーション英語基礎	2										
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	3									
	コミュニケーション英語Ⅱ	4					2			2		2
	コミュニケーション英語Ⅲ	4										
	英語表現Ⅰ	2										▽ 2
	英語表現Ⅱ	4							4			
家庭	家庭基礎	2	2									
	家庭総合	4									* 2	* 2
	生活デザイン	4										
情報	社会と情報	2	2									
	情報の科学	2										
学校設定科目	産業社会と人間			1				1			1	
	論文演習								1			
	特別演習								2			
	PC基礎演習									2		
	PC応用演習										2	
	ビジネス入門											1
作業演習											2	
総合的な学習の時間			1				1				1	
ホームルーム活動	3~6		1				1				1	
自立活動			2				2				2	
生徒一人当たりの履修単位数計			30				30				30	

○:12単位となるように選択する。 □と\*から10単位選択する。 \*は2か年で4単位選択すること。  
 △:10単位となるように選択する。 ▽と\*から10単位選択する。

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105		70		35	35	70	35	70	35	35		35	35	70	245	70	105	1050
2年	105		70		35	35	70	35	70	35	35		35	35	70	245	70	105	1050
3年	105		70		35	35	70	35	70	35	35		35	35	70	245	70	105	1050

【自立活動を主とする教育課程】

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年					70	70	70						35	35	455	245	70		1050
2年					70	70	70						35	35	455	245	70		1050
3年					70	70	70						35	35	455	245	70		1050

## 第3章 病弱教育部門の教育課程

### 1 教育課程編成の基本的な考え方

光明学園特別支援学校（仮称）病弱教育部門の教育課程は、特別支援学校学習指導要領(平成21年3月告示)と東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料、東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、久留米特別支援学校の教育課程や東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、教科指導が必要な児童・生徒の教育ニーズに対応するため、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育課程を編成・実施する。

また、国立成育医療研究センター内の分教室では、国立成育医療研究センターに入院している児童・生徒を対象に治療や体調に合わせた学習活動を行っている。様々な児童・生徒が対象となるため、本校とは別に準ずる教育課程、知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程の三つの教育課程を実施する。

さらに、管轄内の病院に入院している児童・生徒を対象に治療や体調に合わせた訪問教育を実施する。様々な児童・生徒が対象となるため、本校とは別に準ずる教育課程、知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程の三つの教育課程を実施する。

なお、病弱教育部門内における本校・分教室・訪問学級間の交流を積極的に展開し、児童・生徒が同じ部門の児童・生徒として連帯感を持つとともに、互いに切磋琢磨せつたくすることで、自己の成長につなげる。

併せて、部門を超えた児童・生徒の一部合同授業や学校行事、部活動、生徒会など、学習活動の取組を充実させる。

### 2 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

#### (1) 教育課程編成の基本方針

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、病弱の児童一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、小学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、小学校に準ずるものとする。その際、病弱特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

#### (2) 指導の重点

##### ア 各教科

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・算数については、都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

- ・ 国語科のみならず、全ての教科において児童の言語に関する能力の向上を図る。
- ・ 前籍校との緊密な連携の下、居住地域の小学校への転学を見据えて指導内容の精選を行う。

#### イ 道徳

- ・ 週1単位時間の道徳の時間を主とし、教育活動全体を通じて、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。

#### ウ 総合的な学習の時間

- ・ 小学校同様、第3学年以上で実施する。総合的な学習の時間では、各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。

#### エ 特別活動

- ・ 小学部4学年以上にクラブ活動を設定し、児童の興味・関心を広げる活動を充実させる。
- ・ 児童の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の小学校との交流及び共同学習の充実を図る。
- ・ 児童の発達段階や生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、児童の生活体験の拡充や集団への適応能力の向上を図る。

#### オ 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、医療関係者（医師及び看護師）と緊密な連携を図り、「健康の保持」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、より豊かな生活を送る基盤となる情緒の安定を図ることを主眼とした「心理的な安定」に関する指導に重点を置く。

### 3 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

#### (1) 教育課程編成の基本方針

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、病弱の生徒一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、中学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、中学校に準ずるものとする。その際、病弱特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

#### (2) 指導の重点

##### ア 各教科

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・数学については、都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

- ・ 国語科のみならず、全ての教科において児童の言語に関する能力の向上を図る。
  - ・ 前籍校との緊密な連携の下、居住地域の中学校への転学を見据えて指導内容の精選を行う。
- イ 道徳
- ・ 週1単位時間の道徳の時間を主とし、教育活動全体を通じて、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。
- ウ 総合的な学習の時間
- ・ 全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。
- エ 特別活動
- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の中学校との交流及び共同学習の充実を図る。
  - ・ 小学校段階における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。
- オ 自立活動
- ・ 「特設の時間の指導」では、医療関係者（医師及び看護師）と緊密な連携を図り、「健康の保持」に関する指導の充実を図る。
  - ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、小学校段階で培った生活リズムや情緒の安定を基盤に、自他の理解を深め、対人関係を円滑にする「人間関係の形成」に関する指導や、人との関わりをより豊かなものとするために必要なコミュニケーション能力の向上に重点を置いた「コミュニケーション」に関する指導を重視する。

#### 4 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

##### (1) 教育課程編成の基本方針

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領に準ずるものとする。また、特別支援学校高等部学習指導要領に示された各教科・科目は、全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとする。

高等学校同様、卒業までに取得すべき単位数は74単位以上とし、単位については、1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算するとともに、週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。

その際、病弱特別支援学校においては自立活動の時間があるために授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて単位数を適切に定める。

##### (2) 指導の重点

###### ア 各教科

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

その際、都教育委員会が作成した「都立高等学校学力スタンダード」（平成26年7月）等を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

- ・ 必要に応じて近隣の都立高等学校との連携を図り、学習活動の充実や単位互換や単位認定に向けた環境の整備を図る。

#### イ 総合的な学習の時間

- ・ 全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。

#### ウ 特別活動

- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の高等学校との交流及び共同学習の充実を図る。
- ・ 小・中学校段階における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。

#### エ 自立活動

- ・ 「特設の時間の指導」では、医療関係者（医師及び看護師）と緊密な連携を図り、「健康の保持」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導においては、小・中学校段階で培った生活リズムや情緒の安定、コミュニケーション能力等を基盤に、生徒一人一人の障害の状態や進路希望等を踏まえて、心身の調和的発達を促す指導に重点を置く。

## 5 病院内分教室における教育

国立成育医療研究センター内に設置された分教室（そよ風分教室）では、同病院に入院している児童・生徒を対象とした教育を行う。

同分教室においては、小学部から高等部までそれぞれ、準ずる教育課程、知的代替の教育課程、自立活動を主とする教育課程を編成・実施し、児童・生徒の前籍校や医療関係者との緊密な連携の下に、一人一人の治療計画を踏まえた指導を行う。

また、ICT（情報通信技術）機器を効果的に活用した指導を行うとともに、本校や訪問学級等と無線通信でつなぎ、離れた場所での児童・生徒同士の交流や授業等を展開することで、互いに刺激し合い、児童・生徒が学習に意欲的・主体的に取り組むことができるようにする。

## 6 病院内訪問教育

分教室を設置していない病院に入院している児童・生徒に対しては、教員を病院に派遣して教育（病院内訪問教育）を行う。

病院内訪問教育は、原則、週3回・1回2時間の学習指導を行う。指導に当たっては、児童・生徒の障害の状態等に応じた教材・教具の工夫・開発を行い、定められた時間の中で効果的な指導を行うように配慮する。

特に、ICT（情報通信技術）機器を効果的に活用した指導を行うとともに、本校や分教室等と無

線通信でつなぎ、離れた場所での児童・生徒同士の交流や授業等を展開することで、互いに刺激し合い、児童・生徒が学習に意欲的・主体的に取り組むことができるようにする。

## 7 生活指導の重点事項

- (1) 児童・生徒の人権を尊重した教育を推進する。
- (2) 児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進する。
- (3) 寄宿舎との緊密な連携による生活指導を行う。
- (4) 教育活動全体を通して、児童・生徒の身の回りにおける危険を回避する意識を育て、学校事故の防止に向けた指導の充実を図る。
- (5) 将来の自立と社会参加に向けて、保護者の理解と協力の下、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じて、基本的生活習慣の確立や服薬管理等の習得に向けた指導を段階的・計画的に行う。

## 8 進路指導の重点事項

- (1) 地域の中学校や高等学校への進学を希望する児童・生徒に対しては、児童・生徒本人及び保護者の思いや意向を可能な限り尊重し、個に応じた適切な進路指導を実施する。
- (2) 専門学校や大学等への進学希望者に対するガイダンス機能を充実させるとともに、必要に応じて補習や補充的指導を行う。
- (3) 望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、小学部段階からのキャリア教育の一環として、就労現場や上級学校の見学・体験等を計画的・発展的に実施する。
- (4) 高等部においては、可能な範囲内で、3年間で5日間以上の就労体験を実施し、職業教育・キャリア教育の充実を図る。
- (5) 高等部における大学等への進学希望に応えるため、必要に応じて都立高等学校との連携による単位互換や単位認定の制度を進める。
- (6) 高等部の卒業に当たっては「個別移行支援計画」を作成し、進路先への確実な引継ぎと連携体制の構築を図る。

## 9 その他（教育課程編成・実施上の共通事項）

- (1) 知的代替の教育課程及び自立活動を主とする教育課程で学ぶ児童・生徒については、「学習習得状況把握表」等を活用して的確な実態把握を行う。
- (2) 児童・生徒の実態把握に当たっては、一人一人の長所や得意なこと、できることなどに重点を置いて丁寧に観察・把握することを基本姿勢とする。また、「個別指導計画」の作成・実施に当たっては、児童・生徒一人一人の「できる（こと）」を生かした個別目標の設定や指導内容・方法の工夫を行う。
- (3) 児童・生徒一人一人の病気の状態や程度、学習習熟度等を考慮し、スモールステップを大切にされた個別指導計画を作成し、指導の充実を図るとともに転学先の学校への引継ぎに生かす。
- (4) 体育・保健体育においては、体力テストの結果等から児童・生徒の健康状態、体力、運動能力等を的確に把握し、健康管理に配慮しながら体力の維持・向上を図る。
- (5) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動（部活動を含む。）を充実させることにより、児童・

生徒のスポーツ体験の拡充や競技力の向上を図る。

(6) 児童・生徒の豊かな情操の育成や、芸術的能力の伸長等を図るために、芸術教育を推進する。

(7) 肢体不自由教育部門との合同授業を実施し、部門間の交流を図る。

## 10 各学部の年間総授業時数（例）

### (1) 小学部

	各教科										道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育							
1年	306		136		68	68	68		102	34			34	34	850	
2年	315		175		70	70	70		105	35			35	35	910	
3年	245	70	175	70		55	50		105	35		70	35	35	945	
4年	245	70	175	105		55	50		105	35		70	35	35	980	
5年	175	105	175	105		35	35	35	105	35	35	70	35	35	980	
6年	175	105	175	105		35	35	35	105	35	35	70	35	35	980	

### (2) 中学部

	各教科										道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語						
1年	140	105	140	105	45	45	105	35	140	35	50	35	35	1015	
2年	140	105	105	140	35	35	105	35	140	35	70	35	35	1015	
3年	105	140	140	105	35	35	105	35	140	35	70	35	35	1015	

(3) 高等部

各教科 ・科目	学年 類型 必修・選択	標準 単位数	1 年			2 年			3 年		
			必修	学校必修	自由選択	必修	学校必修	自由選択	必修	学校必修	自由選択
国語	国語総合	4	5							2	
	国語表現	3									
	現代文A	2									
	現代文B	4					3		2		
	古典A	2						● 2			
古典B	4										
地理歴史	世界史A	2	2							2	
	世界史B	4									
	日本史A	2				3				2	
	日本史B	4									
	地理A	2								2	
地理B	4										
公民	現代社会	2				2					
	倫理	2								2	
	政治・経済	2								2	
数学	数学I	3	4							2	
	数学II	4								4	
	数学III	5									
	数学A	2					3				
	数学B	2								2	
	数学活用	2									
理科	科学と人間生活	2	3							2	
	物理基礎	2						● 2			
	物理	4								4	
	化学基礎	2							3		
	化学	4								4	
	生物基礎	2				3					
	生物	4								4	
	地学基礎	2									
地学	4										
理科課題研究	1										
保健体育	体育	7~8	2			3		3		2	
	保健	2	1			1				2	
芸術	音楽I	2	※ 2							2	
	音楽II	2				▲ 2					
	音楽III	2								2	
	美術I	2	※ 2							2	
	美術II	2				▲ 2					
	美術III	2								2	
	工芸I	2									
	工芸II	2									
	工芸III	2									
	書道I	2									
書道II	2										
書道III	2										
外国語	コミュニケーション英語基礎	2		4							
	コミュニケーション英語I	3				3				2	
	コミュニケーション英語II	4									
	コミュニケーション英語III	4									
	英語表現I	2								2	
	英語表現II	4									
英語会話	2		2								
家庭	家庭基礎	2								2	
	家庭総合	4				2		2			
	生活デザイン	4									
情報	社会と情報	2	2							2	
	情報の科学	2									
学校設定科目	国語演習									3	
	小論文									2	
	数学演習									3	
	外国語演習							● 2		3	
	PC基礎演習									2	
総合的な学習の時間			1			1			1		
ホームルーム活動	3~6		1			1			1		
自立活動			1			1			1		
生徒一人当たりの履修単位数計			30			30			30		

※:どちらか一方を選択する。 ▲:1年次で履修した科目のIIを選択する。  
●:2単位を選択する。 3年次は自由選択から17単位を選択する。

## 第4章 寄宿舎における生活指導の充実

### 1 寄宿舎の基本的な考え方

光明学園特別支援学校（仮称）寄宿舎は、肢体不自由教育部門においては通学困難と認める児童・生徒、病弱教育部門においては全ての児童・生徒（以下「入舎生」という。）が入舎することになる。

寄宿舎での生活は、学校から下校した後の家庭での生活に代わるものであり、また、病弱教育部門では、寄宿舎での生活も含めた24時間の医療的管理及び生活規制を通じて、入舎生に体力・気力・生活リズムを回復させ、身に付けさせる必要があることから、寄宿舎の機能を最大限生かした、きめ細かい生活指導が必要である。

そのため、学校と寄宿舎指導員、看護師などが連携し、入舎生が快適かつ規律ある生活を送り、健康の回復及び保持増進が図れるよう、きめ細かい生活指導を充実させていく。

### 2 指導目標

- (1) 生活リズムを身に付け、健康の回復及び保持増進を図る。
- (2) 医療管理及び生活規制を意識し、自分のことは自分でできる力を育てる。
- (3) 入舎生の発達段階に応じた自主的活動を通じて、助け合いなど望ましい人間関係を築き、社会性を育てる。

### 3 指導目標を達成するための基本方針

- (1) 日常生活や健康の回復及び改善に向けた生活指導をきめ細かく実施し、基本的な生活習慣や生活リズムの定着を目指す。
- (2) 学校と寄宿舎指導員、看護師などが連携し、入舎生一人一人の医療管理や生活規制に当たって注意すべき事を把握した上で、個別指導計画を作成し、指導に生かしていく。
- (3) 舎生会活動や当番活動といった自治的活動を通じて、自他の違いを認め、助け合いながら活動を行うことで、望ましい人間関係を構築するとともに、生活上の問題を自主的に解決する意識を育てる。
- (4) 地域での生活を見据え、家庭での生活の在り方等についても、家庭と連携していく。
- (5) 入舎生の人権に配慮し、人権意識を高める指導を計画的に行う。
- (6) 入舎生の安全に配慮し、防犯・防災意識を高める指導を計画的に行う。
- (7) 入舎生に関する引き継ぎや日常の連絡、情報交換を密に行い、対応の遅れや漏れがないようにする。
- (8) 入舎生の障害の状態等に応じた研修を行い、専門性の向上に努める。
- (9) 舎内の安全点検や環境整備を定期的に行い、望ましい生活環境の充実に努める。

## 第5章 地域に根ざした特別支援教育の充実

児童・生徒が、円滑に前籍校に復帰したり、学校を卒業後、地域において自立と社会参加していくためには、児童・生徒が地域とのつながりを意識できたり、地域から理解されていることが非常に重要である。

そのため、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校として、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校に在籍する肢体不自由や病弱の児童・生徒への支援を推進するとともに、卒業後の地域での自立と社会参加の促進、特別支援教育に関する理解の浸透等の取組を実施していくため、地域に根ざした学校づくりを学校経営の一環として進めていく。

- (1) 都内の小学校・中学校・高等学校に在籍する肢体不自由や病弱の児童・生徒に対し、自立活動や病弱教育に関する専門性を生かした支援を行うなど、都立特別支援学校としてのセンター的機能を発揮する。(再掲)
- (2) 地域を中心に、都内の小学校・中学校・高等学校に対する適切な研修の機会の提供や、夏季休業期間などに区市町村教育委員会に対する本校の紹介、相談や支援等を展開する。
- (3) 病弱教育部門小学部・中学部の児童・生徒が円滑に前籍校に復帰できるよう、継続的に回復状況を確認するとともに、転学の手続きを含め日常的に前籍校との間で情報交換等に努め、前籍校における理解推進や受入体制を構築する。(再掲)
- (4) 副籍制度や地域指定校による交流、学校周辺の小学校・中学校・高等学校との学校間交流を積極的に推進し、肢体不自由等の障害のある児童・生徒に関する理解教育を推進する。(再掲)
- (5) 学校公開等を通じた開かれた学校づくりを推進するとともに、学校運営連絡協議会等における外部評価を活用し、教育課程や学校運営等の改善を図る。(再掲)
- (6) 児童・生徒の一般就労等への進路希望に応えるため、地域における社会見学や職業体験、職業生活を送るための知識や技術・技能を習得する学習機会の充実に努める。(再掲)
- (7) 外部との関わりを通じた貴重な経験や将来の自己実現のため、都立高等学校との連携による単位互換や単位認定の制度や地域の小学校、中学校、高等学校との連携を強化する。(再掲)
- (8) 地域の人々を対象にした公開講座の開催、学校活動に支障のない範囲での学校施設の開放など、地域住民の文化・スポーツ活動等の振興に寄与し、地域と共存する学校づくりを行う。
- (9) 災害に際しては、帰宅支援ステーションとして都民に対する情報・水・トイレ・宿泊場所の提供等の支援を行うとともに、地域における多様な障害児・者に対して必要な支援を実施する。

## 第6章 施設・設備の整備

### 1 施設・設備の整備の考え方

第1章から第5章までに掲げる肢体不自由教育及び病弱教育を実現するため、光明学園特別支援学校（仮称）の施設・設備については、安全かつ快適な教育環境の確保及び児童・生徒の発達段階、障害特性等に応じた教育内容・方法に配慮した整備を行う。

また、将来にわたって児童・生徒数の増減にも対応できるよう、多様な学習活動に対応できる普通教室や特別教室の整備を図っていく。

### 2 現在の施設の概要

#### (1) 学校への交通

ア 小田急線「梅ヶ丘」駅北口下車、徒歩3分

イ 京王井の頭駅「東松原」駅下車、徒歩8分

#### (2) 面積

ア 光明特別支援学校敷地	:	敷地面積	11,230.32㎡
		建物面積	8,386.87㎡
イ 光明学園特別支援学校（仮称）予定地	:	敷地面積	7,500.61㎡
ウ 光明特別支援学校寄宿舎	:	敷地面積	1,613.81㎡
		建物面積	5,910.34㎡

### 3 基本方針

光明特別支援学校を肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校に再編することに伴い、現在の光明特別支援学校敷地と道路を隔てた光明学園特別支援学校（仮称）予定地に新たに新校舎を建築するとともに現校舎を改築し、両部門に必要な施設・設備を整備する。

また、それぞれの敷地に建築した校舎間を渡り廊下で接続することで、校舎全体を両部門で一体的に有効活用する。

さらに、光明学園特別支援学校（仮称）寄宿舎についても、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する寄宿舎とするため、現在の光明特別支援学校寄宿舎を改修し、両部門の安全性及び機能性等に配慮した施設・設備を整備する。

### 4 施設の基本計画

施設の整備について、次にその一例を示す。

施設・設備の詳細については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準等）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	2	
	更衣室（教職員）	2	男1、女1
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	2	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	1	機械室、付属室含む
	第二体育館	1	
普通教室	普通教室	50	
特別教室	音楽室	2	
	図工室	2	
	美術室	2	
	家庭科室（被服）	2	
	調理室	2	
	理科室	1	

分野	室名	室数	備考(標準等)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	1	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	2	
特別活動	児童・生徒会室	2	
	更衣室	8	
自立活動部門	多目的室	3	
	言語訓練室	1	
	上肢訓練室	1	
	下肢訓練室	1	
	実習室	3	
計		117	

## 参 考 资 料

## 光明学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要項

### （設置）

第1 光明学園特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に光明学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2 委員会は、光明学園特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

### （構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

### （委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

### （設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成27年3月31日までとする。

### （意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

### （会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

### （庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部義務教育特別支援教育指導課が担当する。

### （その他）

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要項は、平成26年8月27日から施行する。

光明学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	坂 ますみ	都立光明特別支援学校関係者	P T A会長
	羽田 京子	都立久留米特別支援学校関係者	P T A会長
学校関係者	田添 敦孝	都立光明特別支援学校校長	
	佐々木 啓治	都立久留米特別支援学校校長	
教 育 庁	松川 桂子	特別支援教育推進担当部長	(委員 長)
	星 政典	都立学校教育部特別支援教育課長	
	秋田 一樹	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員 長)
	伏見 明	都立学校教育部主任指導主事 (就学相談担当)	
	緒方 直彦	都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事	
	鈴木 友幸	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	山口 則夫	都立学校教育部施設調整担当課長	
	山本 優	指導部特別支援学校教育担当課長	
	市川 裕二	指導部主任指導主事 (特別支援教育担当)	
	島添 聡	指導部義務教育特別支援教育指導課統括指導主事	
	矢野 克典	総務部教育政策課企画担当課長	
	小島 貴弘	人事部人事計画課長	

(事務局)

教育庁	秋田 一樹	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	小林 進	都立学校教育部特別支援教育課特任相談役	
	中村 浩一	都立学校教育部特別支援教育課特別支援教育企画担当係長	
	吉田 敦	都立学校教育部特別支援教育課施設係長	
	濱渦 孝治	指導部義務教育特別支援教育指導課指導主事	